

国立大学法人北海道大学利益相反マネジメントポリシー

1. 目的

知が重要な資源となる新たな「知の時代」を迎え、大学には、社会との日常的、組織的な連携を通じて、自らの研究成果を直接的に社会に還元していくことへの期待が、これまでも増して高まってきている。

研究成果が目に見える形で社会に還元されることは、大学にとっても、その存在意義を明らかにし、国民の理解と支援を得るという観点から極めて重要なことである。また、産学官連携や技術移転等を通じて社会から得られる新たな知見は、教育と研究に新たな刺激をもたらし、新しい学術の創成を促進するものとなる。さらに、大学が研究成果を社会に還元することの正当な対価を得ることは、大学が新たに研究を進めていくための資源となる。

しかし、産学官連携等の社会との連携活動を進める上では、本学及び本学職員として求められる責務と、企業等との連携のなかで発生する利益や責務が相反する状況が生ずる場合がある。このような場合に、大学における教育・研究が疎かにされる可能性がある。また、本学職員が正当に職務を遂行し、本学が正当に活動していたとしても、職員または本学が特定の企業等から利益を得ることにより、職員または本学の活動の客観性・公正性に対し社会から疑念を抱かれる可能性も否定できない。

このような状況を放置しておくことは、社会との連携活動の障害となるだけでなく、本学の尊厳や本学に対する社会的信頼を損ねる恐れがある。

本学は、本学及び本学職員等が公正かつ効率的に業務に専念でき、企業等との連携が円滑に推進できる環境をつくるために、利益や責務の相反を適正にマネジメントすることとする。このため、利益相反マネジメントポリシーを作成し、学内外に公表する。

2. 利益相反マネジメントの考え方

産学官連携ポリシー・知的財産ポリシーにも明示している通り、本学は産学官連携を通して研究成果や知的財産を社会還元し、大学としての役割と社会貢献を果たすことを目指している。また、本学は技術移転等における連携に限らず、より幅広い社会との連携活動を推進する。

利益相反とは、このような連携活動に伴って不可避免的に生じるものであり、次のような状況を指す。

- ① 本学職員等が社会との連携活動によって得る利益（実施料収入、報酬、未公開株式等）と、教育・研究という大学における責任が相反している状況。

- ② 本学職員等が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、大学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が相反している状況。
- ③ 本学が社会との連携活動によって得る利益と大学組織の社会的責任が相反している状況。

このような状況に対し、大学における教育・研究上の責務が適切に果たされ、かつ大学の社会的信頼を維持しつつ社会との連携活動が推進されるように、利益相反マネジメントを行うものとする。

3. 体制

本学は、利益相反マネジメントを適正に遂行するため、利益相反マネジメントに関するルールの策定と体制整備を行う。

(1) 利益相反審査会の設置

利益相反マネジメントに関する事項を審議する機関として利益相反審査会（以下、「審査会」という。）を設置する。

審査会は、法令、本学の諸規程、本ポリシー等に基づき、利益相反マネジメントに必要なルールの整備を行う。

審査会は、法令、本学の諸規程、本ポリシー、審査会の定めるルール、審査会の審査先例等に基づき、必要な場合に利益相反行為についての審査を行い、本学の社会的信頼性を高める。

審査会においては、幅広い視野からの議論を行うとともに、社会に対する説明責任を重視する観点から、学外の有識者や各分野の専門家の意見を適切に反映させる仕組みを設けることとする。

(2) 利益相反マネジメント室の設置

利益相反マネジメントに関する実務的処理を行い、また、職員等の相談に応じ、アドバイスを与えるため、利益相反マネジメント室（以下、「マネジメント室」という。）を設置する。

マネジメント室は、法令、本学の諸規程、本ポリシー、審査会の定めるルール、審査会の審査先例等に基づき、職員等に助言し、情報提供を行う。

4. 情報の開示

本学は、本学の利益相反に関する情報を必要な範囲で公表することにより、社会に対する説明責任を果たす。